恵那市こども発達センター・にじの家

指定保育所等訪問支援 重要事項説明書

本重要事項説明書は、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会	
所在地	岐阜県恵那市大井町 727 番地 11	
電話番号	0573-26-5221	
代表者氏名	会長 宮地 政臣	
設立年月日	平成 16 年 10 月 25 日	

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定保育所等訪問支援 指定岐阜県第 2151700016 号		
事業者名称	恵那市こども発達センター・にじの家		
事業所の所在地	恵那市大井町 2716 番地 8		
電話番号	0573-20-0260		
管理者氏名	林 千秋		
児童発達支援管理責任者	水野 由貴		
指定年月日	令和2年8月1日		
サービス利用可能地域	恵那市全域		
第三者評価の実施状況	未実施		

3. 事業の目的と運営方針

事業の日始	早期療育指導を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作を習
事業の目的	得し、集団生活に適応できるよう適切な支援を行う。
運営の方針	(1) 児童の心身の特性を踏まえて、日常生活における基本的動作と集
	団生活への適応支援、児童の発達に応じた療育支援を行う。
	(2) 指定保育所等訪問支援の提供にあたっては、地域及び家庭との結
	びつきを重視し、必要な関係機関とも綿密な連携を図り、総合的
	なサービスの提供に努めるものとする。

4. 営業日とサービス提供時間

学 来口	毎週 月~金曜日・月1回土曜日
営業日	※ ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く
サービス提供時間	(月~金曜日) (土曜日) ① 9:00~12:00 ①9:00~12:00

5. 事業所の職員体制

職種	従事する業務内容	稍	↓ 員	数
管理者	管理業務 管理者は、職員の管理、児童発達支援の申し込み に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理 を一元的に行います。	常勤(兼務)		1名
児童発達支援 管理責任者	児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成し、少なくとも6カ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する児童に対する継続的なサービス管理や評価を行なうとともに、その内容について説明を行います。	常勤(専従)		1名
訪問支援員	保育所等訪問支援計画に基づき児童及び児童の保 護者に対し指導等を行います。	常 勤 (兼務)		1名

6. 支援を提供する主たる対象者

恵那市が支援を必要と認めた児童

(未就学児で集団生活の適応に専門的支援が必要であると認められた児童)

7. 事業所が提供するサービスと利用料

(1)「保育所等訪問支援計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「保育所等訪問支援計画」を作成しサービスを提供します。「保育所等訪問支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、恵那市が決定した支給量(児童通所受給者証に記載してあります。)と保護者の意向を踏まえて、具体的なサービス内容や児童に対するサービス実施日などを記載しています。「保育所等訪問支援計画」は、保護者に事前に説明し、同意をいただくとともに保護者の申出により、いつでも見直すことができます。

【児童に対するサービスの内容】

- (1) 日常生活における基本動作の支援
- (2)集団生活への適応支援
- (3) 遊びの方法
- (4) その他児童の発達に必要な支援

(2) 利用料

児童発達支援事業を利用した児童の保護者は、児童福祉法施行令第24条に定める利用者負担基準に基づく扶養義務者が負担すべき額を負担することとなります。

ただし、恵那市障がい福祉サービス利用促進事業助成金の申請手続きを行うことにより、利用者負担額分の助成を受けることができます。

基本報酬単位	1,035 単位/日		
基 个報酬单位	利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合		
*************************************	679 単位/日		
訪問支援員特別加算 	専門職員が支援を行う場合に算定します。		
	所定単位数の 15%を加算		
特別地域加算	中山間地域等に居住している方に対してサービス提供が行われた場		
	合に算定します。		
利田老名 切 人阻頻符冊 加管	150 単位/月		
利用者負担上限額管理加算 	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定します。		
	200 単位/月		
初回加算	児童指導員、保育士等のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続3年以		
	上の常勤職員が30%以上配置した場合に算定します。		
	所要時間 1 時間未満 187 単位/回		
家庭連携加算	所要時間 1 時間以上 280 単位/回		
	障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の		
	同意を得た上で、居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対する相談		
	援助等の支援を行った場合に、月4回を限度に算定します。		
福祉・介護職員等	単位数:障害福祉サービス等報酬総単位数×福祉・介護職員等処遇改		
処遇改善加算Ⅲ	善加算Ⅱの加算率 3.3%		

(3) 利用の中止、変更、追加

保護者は、利用予定日の前日までに、サービスの利用を中止又は変更することができます。 恵那市が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては「受給量」の変更することも できます。

8. サービスの利用に関する注意事項

(1) 児童通所受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など児童通所受給者証の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。また、当事業所より児童通所受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示ください。

9. 保育所等訪問支援実施の記録

(1) 児童発達支援実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施した支援内容などを記録し、保護者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申出ください。 なお、支援計画及びサービス提供ごとの記録は、5年間保存します。

(2) 記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令及び社会福祉法人恵那市社会福祉協議会が定める諸規程に基づいて、児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

10. 協力医療機関等

当事業所は、協力医療機関として「恵那市大井町174番地 蜂谷医院」をお願いしております。

11. 損害賠償責任

事業者の責任により児童に生じた損害については、事業者が速やかにその損害を賠償いたします。 守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、児童に故意または過失が認められる場合には、児童のおかれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることがあります。

12. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

		月~金曜日
	受付時間	午前8時30分~午後5時00分
恵那市こども発達		(休み:祝祭日、12月29日から1月3日)
センター・にじの家	受付方法	電話 0573-20-0260
		面接 恵那市こども発達センター・にじの家
	苦情受付担当者	管理者 林 千秋
恵那市社会福祉協議会	受付時間	月~金曜日
		午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分
		(休み:祝祭日、12月29日から1月3日)
	受付方法	電話 0573-26-5221
		面接 恵那市社会福祉協議会
	苦情解決責任者	小林 規男

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

 吉田
 健市
 電話番号
 0573-27-3507

 鰀目
 章
 電話番号
 0573-43-2786

(3) 行政機関その他苦情受付

	所在地	恵那市長島町1-1-1
恵那市役所	電話番号	0573-26-2111
社会福祉課 障がい係	FAX	0573-25-7294
	受付時間	午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分
岐阜県国民健康保険団体	所在地	岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内
連合会	電話番号	058-273-1111

介護・障害課 苦情相談係	FAX	058-275-7635
	受付時間	午前 8 時 30 分~午後 5 時
	所在地	岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内
岐阜県運営適正化委員会	電話番号	058-278-5136
岐阜県社会福祉協議会内	FAX	058-278-5137
	受付時間	午前9時~午後5時

13. 契約の終了について

(1) 契約の終了

保護者は、30 日以上の予告期間をおいて文章で事業者に通知することにより、契約を解除することが出来ます。ただし、次の事由に該当する場合は、保護者は、文章で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- ② 事業者が守秘義務に違反したとき。
- ③ 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- (2) 事業者からの契約解除

事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し30日間の予告期間をおいて理由を示した文章で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。

- ① 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間内に退院出来る見込みがない場合。
- ② 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。

事業者は、保護者又はその家族が以下の事項に該当する行為を行った場合には、理由を示した文書で通知することにより直ちに本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- ② 保護者又はその家族からの、社会通念上許容される限度を超えるハラスメント等の行為によって相互の信頼関係が損壊し、改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能と認められる場合。

14. 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者(管理者:林 千秋)

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. ハラスメントの防止

当事業所は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、ハラスメント防止対策に関する基

本的な指針を整備し、職場や支援の現場におけるハラスメント対策の推進を行います。

16. 守秘義務

当事業所は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を保持する責務を負います。

従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又は、その家族に関する個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

17. その他

都合によりサービス利用の変更や追加を希望される場合は、必ずしも希望の日時にサービスの提供ができるとは限りません。その場合は、他の利用可能な日時を保護者に提示するなど必要な調整をします。

令和 年 月 日

指定保育所等訪問支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の説明を受け、指定保育所等訪問支援の提供 及び利用について同意しました。

 保護者
 住 所

 氏 名
 印

 児童名

2022.4 作成